

# 第49回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和3年4月24日（土）

## 議題

1. 国の緊急事態宣言について
2. 本県における今後の対応について

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 3 年 4 月 23 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

## 記

## 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

## 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月 3日  
 令和3年4月19日改正  
 令和3年4月23日改正  
 令和3年4月24日改正

○対策期間：4月4日（日）～5月15日（土）

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

### （1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
  - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請  
 また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
  - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
  - 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
  - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請  
**別添1**（省略）：気をつけていただきたいこと
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請  
**別添2**（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
  - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請  
**別添3**（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

### （2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請  
**別添4**（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
 （令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
 （令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請  
**別添6**（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日）
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添 2 (再掲) : 業種別ガイドライン

別添 7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
  - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
  - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
  - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
  - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
  - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
  - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

### 3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請  
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

### 4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で開館。ただし、多くの集客が見込まれる県有施設等については感染防止対策の一層の徹底を図る。

### 5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

### 6. ゴールデンウィーク(令和3年4月29日～5月5日)における集中対策

(別紙(省略):「ゴールデンウィークにおける集中対策」)

### 7. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応」のとおり)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

## 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について

令和3年4月24日

○対象期間：特措法第32条第1項の緊急事態宣言に定める「緊急事態措置を実施すべき期間」

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

## (1) 外出について

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛の協力要請
- ・ 日程の延期ができない、また、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従うよう協力要請

## (2) 飲食について

- ・ 緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の前後における大人数での会食等を控えるよう協力要請

## 2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・ 香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底について協力要請

## 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- ・ 緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物の主催者に対し、催物の前後における大人数の会食等を控えるよう呼びかけることの協力要請

## 4. 緊急事態宣言対象区域から来県される方への協力依頼（法によらない協力依頼）

- ・ お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認するよう協力依頼
- ・ 体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるよう協力依頼